* 年　　月分報酬請求状況（指導月の直近）

 総居宅介護支援費請求件数　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　件

 うち、　運営基準減算対象件数　　　　　　　　　　 　　　　　　　件

 ※減算の理由別件数を下表に記入すること

【減算理由別件数】

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　基　準　減　算　理　由 | 対象件数 |
|  １）居宅サービス計画の新規作成および変更にあたっては、次の場合に減算される　 ものであること。 |  |
| ①　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる・前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。【指定基準第４条第2項】 | 　　　件 |
|  ② 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家 族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下、「当該 　 月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。 　　 　 【指定基準第１３条第７号】 【指定基準第１３条第16号】 |  件 |
|  ③　当該事業所の介護支援専門員が、 サービス担当者会議の開催（以下「サービ ス担当者会議」 という。） により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共 有していない場合には、 当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。 ※ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者会議に代　　　 えて担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 【指定基準第１３条第９号】 【指定基準第１３条第16号】 |  件 |
|  ④　当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利 用者又はその家族に対して説明し、 文書により利用者の同意を得ていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。 【指定基準第１３条第10号】 【指定基準第１３条第16号】 |  件 |
|  ⑤ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画を作成した際に、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、 当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。 【指定基準第１３条第11号】【指定基準第１３条第16号】 |  件 |
|  ２）居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニ タリング」という。）に当たっては、次の場合に減算されるものであること。 |  |
|  ①　当該事業所の介護支援専門員が１月に利用者の居宅を訪問し、利用者及びそ の家族に面接していない場合には、 特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。 【指定基準第１３条第14号イ】 |  件 |
|  ②　当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を１月に１回記録してい　　 ない場合には、特段の事情のない限り、 その月から当該状態が解消されるに至 った月の前月まで減算する。 　 【指定基準第１３条第14号ロ】 |  件 |
|  ３）次に掲げる場合において、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会　　 議の開催により、 居宅サービス計画の変更の必要性についても担当者から専門的な見地からの意見を求めていない場合には、 当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算されるものであること。※ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者会議に代 えて担当者に対する照会等により意見を求めることができる。  |  |
|  ①　要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 【指定基準第１３条第15号イ】 |  件 |
|  ②　要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 【指定基準第１３条第15号ロ】 |  件 |